

「広報とういん」有料広告掲載募集要項

「東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱」（以下「要綱」という。）の規定に基づき、「広報とういん」への掲載広告を次のとおり募集します。

1 「広報とういん」の発行概要

- 1) 体裁 A4版 表紙、裏表紙及び特集ページ以外は2色刷り
約22ページ（発行月により異なります）
- 2) 発行回数 毎月1回（年間12回）、毎月第1金曜日に発行
ただし、発行日が祝祭日の場合は前日
（1月号は12月末となります）
- 3) 発行部数 約8,600部
- 4) 配布先等 東員町内（自治会を通じ各戸配布）
その他関係機関等

2 広告の規格等

区分	掲載サイズ	1枠の掲載料金
A 広告	縦50mm×横60mm	10,000円
B 広告	縦50mm×横100mm	15,000円
C 広告	縦50mm×横170mm	20,000円

- 1) 同一申込者が申し込める広告は、1号あたり1枠とします。
- 2) 広告の掲載位置は町で決定します。印刷は2色刷り（色は発行月毎に異なる）。

3 広告掲載期間

1号の発行部数に掲載。

4 広告の申し込み等

- 1) 広告の申し込みは、東員町有料広告掲載申込書で行ってください。掲載開始日の4カ月前から受け付けます。
- 2) 掲載月を指定する場合は、掲載開始希望月の3カ月前の末日までに申し込んでください。
- 3) 申し込まれた広告案の内容を審査し「東員町有料広告掲載決定通知書」により、掲載の可否を申込者に通知します。

5 広告掲載原稿

広告掲載原稿は、出力見本を添えて電磁的記録媒体※₁で提出してください。

広告掲載にあたりフォント・レイアウト等一部変更する場合があります。

※₁の電磁的記録媒体とは、この場合 CD-R、FD、MO など広告内容（イメージ）が記録できる媒体をいいます。

6 広告主の責務

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負います。

7 広告料の支払い

広告掲載の決定を受けた広告主は、納付期限までに広告料の納付を行ってください。

8 広告の掲載基準

次に該当する広告は掲載しません。

- ・町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ・公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ・法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- ・その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

※細部については、東員町広告掲載基準によるものとする。

9 注意事項

- 1) 広告作成及び東員町有料広告掲載申込書に必要な書類等にかかる経費は広告主が負います。
- 2) 町内各戸に「広報とういん」が配布されるには、発行日から1週間程度の日数を要することがあります。

10 申し込み・問い合わせ

三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

東員町役場総務部政策課 TEL0594-86-2862

Email kouhou@town.toin.lg.jp

ホームページ <http://www.town.toin.lg.jp/>